

選挙権一律剥奪認めず

違憲判決 「公正阻害立証ない」

成人被後見人

「成年後見人が付くと選挙権を失う」とした公職選挙法の規定が、参政権を保障した憲法に違反するという初の司法判断を示した14日の東京地裁判決は、規定を無効とした。定塚誠裁判長は「後見人が付いた人の中には選挙権を行使できる人が少なからずおり、選挙権を一律に奪うことは許されない」と述べた。

△判決要旨35面、関連記事3・38面▽

原告は、ダウン症で知的障害がある茨城県牛久市の名児耶匠さん(50)。父親の清吉さん(81)が2007年

に成年後見人に付いたため、選挙権を失ったが、今回の訴訟で国に選挙権の確保を求め、認められた。

知的障害や認知症などによって判断力が欠如した人の契約な禁行為や預貯金の引き出しなど財産管理を代行する。2000年に導入された。障害者らの親族のほか、弁護士や司法書士が就くことが多い。

「やむを得ない理由」がある場合に限られるとした。その上で、「成年後見制度の目的である財産管理と、選挙権を行使する能力は明らかに異なる。財産管理ができなくても、選挙権を行使できる人は少なからずいる」と指摘。成年後見制度が障害者も普通に生活できる社会を作る「ノーマ

ライゼーション」という新たな理念に基づいて設けられたことなども踏まえ、「公選法の規定は『やむを得ない』制限には当たらない」と判断した。

また、選挙の度に投票できる能力があるかどうかを個別に審査することは困難で、成年後見制度での制限はやむを得ないとする国の主張についても、「能力が完全でない人に限って選挙

権を与えないという規定を設けている国もあり、後見人が付いた人の選挙権を一律に奪うことは許されない」と退けた。

原告の匠さんは閉廷後、東京・霞が関で両親や弁護団と記者会見し、「うれいです」と述べた。

公選法を所管する総務省の話「今後の対応は、法務省と協議したい」

訴訟で国側は、「第三者の働きかけで不正投票が行われる可能性もあり、制限は必要」と主張したが、判決は「不正が高い頻度で行われ、選挙の公正が阻害さ

されない」と指摘。制限が許されるのは、公正な選挙が実現できなくなるような「やむを得ない理由」がある場合に限られるとした。

その上で、「成年後見制度の目的である財産管理と、選挙権を行使する能力は明らかに異なる。財産管理ができなくても、選挙権を行使できる人は少なからずいる」と指摘。成年後見制度が障害者も普通に生活できる社会を作る「ノーマ